



妊孕性温存治療



静岡県立静岡がんセンター
よろず相談

〔 静岡県がん診療連携拠点病院

がん相談支援センター

作成日：2023年8月



静岡県立静岡がんセンター

妊孕性温存治療とは…

妊孕性とは「妊娠するための力」のことをいいます。

妊孕性は、女性にも男性にも関わることです。妊娠するためには卵子と精子が必要となり、卵巣、子宮、精巣などが重要な役割を果たしています。がんの治療では、それらの妊娠に関わる臓器にがんができた場合だけでなく、一見妊娠と関係のないような臓器にがんができた場合でも、生殖機能に影響してしまい、妊娠するための力が弱まったり、失われたりすることがあります。

妊孕性温存治療とは、治療の影響を受ける前に、あらかじめ卵子、受精卵、卵巣組織、精子を凍結し、保存しておく方法です。



<支援事業内容>

国・静岡県では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者さん等が、希望をもってがん治療等に取り組めるように、妊孕性温存治療の費用の一部を補助する制度を実施しています。

<支援事業対象者>

がん治療により生殖機能が低下する、または失

う恐れがあると医師に判断されていて、妊孕性温存治療開始日の年齢が43歳未満の方が対象です。静岡県特定不妊治療費助成事業等による助成を受けている場合は対象となりません。

詳しくは、よろず相談にご相談ください。

<補助対象の妊孕性温存治療と補助上限金額>

○胚（受精卵）凍結…40万円

○未受精卵子凍結…40万円

○卵巣組織凍結（組織の再移植を含む）…40万円

○精子凍結…2万5千円

○精巣内精子採取術による精子凍結…35万円

※補助回数は、対象者一人に対して通算2回を限度とします。

<申請方法>

妊孕性温存治療終了後に、市町の保健センターに以下の書類を準備して申請してください。

- 1 妊孕性温存治療費補助金交付申請書
- 2 妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書
(1) 温存治療実施医療機関用
(2) がん治療実施医療機関用
- 3 妊孕性温存治療費の領収書
- 4 申請者名義の通帳の写し など



※申請に必要なものは市町によって異なります。あらかじめ、保健センターに確認することをお勧めします。

<手続きの流れ>

- ① がん治療病院で妊孕性温存についての説明を受けます。がん治療の影響により温存治療が必要で、温存治療の希望がある場合は、温存治療実施施設を紹介してもらいます。
- ② 市町の保健センターまたはよろず相談に、がん患者妊孕性温存治療支援事業の利用について相談します。
- ③ 妊孕性温存治療実施施設を受診して、温存治療の説明を受けます。温存治療を希望する場合は、治療を受け、治療費を支払います。
- ④ 温存治療を受けたら、がん治療病院と温存治療実施施設で、若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業の補助金申請に必要な証明書をもらいます。
- ⑤ 証明書の他に必要な書類も準備して、市町の保健センターで申請手続きをします。
- ⑥ 審査後に保健センターから交付決定通知書が送られてきます。
- ⑦ 請求書を保健センターに提出します。